

※内容については、12月8日現在の情報を掲載しています。
イベントなどについて、中止や延期、内容などが変更となっている場合がありますので、ご注意ください。

くらしのガイド

市や国、道からのお知らせ

くらしと 住まい



防災行政無線などの 情報伝達訓練を行います

実際の災害と間違われないようご注意ください。また、状況により中止があります。

日時 1月28日(水)14時ごろ

※聞き逃し確認 (☎ 850-1933)

林野火災注意報などを追加
登別市火災予防条例を
改正しました

令和7年2月の岩手県大船渡市の大規模林野火災を踏まえ、登別市火災予防条例の一部を改正し、1月1日から市が乾燥や強風の気象状況から判断し林野火災注意報や林野火災警報が発令できるようになります。

発令した場合、防災無線や消防車の広報で市民の皆様へ周知を図り、屋外でのたき火や花火などの中止をお願いしますのでご理解とご協力を願います。

問 消防本部総務G
(☎ 859-6111)



20歳から国民年金の 加入がスタートします

20歳以上60歳未満の方は、加入が義務付けられています。

老後の生活保障だけではなく、病気やけがで障害が残ったときや亡くなつたときなど、万一のことに備えて加入者同士が互いに支え合う制度です。

●加入の種別

①第1号被保険者：学生や自営業者など第2号・第3号被保険者に該当しない方

②第2号被保険者：会社員や公務員などの厚生年金の加入者

③第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者

事業用の資産（償却資産）は固定資産税の対象で、1月1日現在、償却資産をお持ちの方は申告が必要です。
※詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。

1月は償却資産（固定資産税）の申告月です

※学生や収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例」や「納付猶予制度」があります。

問 年金・長寿医療G
(☎ 852-137)

●加入手続き

①の方 市役所か年金事務所で手続きが必要です。

※20歳になった方は、20歳になってから2週間をめどに日本年金機構から、国民年金に加入了することのお知らせが届きますので、手続きは不要です。

②の方 勤務先で加入手続きをするので手続きは不要です。

③の方 第2号被保険者の勤務先を通して加入の手続きをしてください。

忘れずに納めましょう 納期限は2月2日㈪です

種別	問い合わせ
市道民税(4期)	税務グループ (☎ 851-1155)
国民健康保険税(8期)	国民健康保険グループ (☎ 851-771)
介護保険料(7期)	高齢・介護グループ (☎ 855-720)
後期高齢者医療保険料(7期)	年金・長寿医療グループ (☎ 852-137)

※『登別市納付サイト』からクレジットカード納付ができます（納付額に応じシステム利用料が掛かります）。

※口座振替やスマホ決済アプリ、クレジットカード納付には、領収書は発行されません。

※保険税や保険料の納付にお困りの方は夜間納付相談をご利用ください。

日時 1月22日(木)・23日(金)19時まで
場所 国民健康保険グループ



室蘭税務署からのお知らせ～法定調書の提出について～

令和7年分の『給与所得の源泉徴収票等の法定調書』、『給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表』は所轄税務署長へ、『給与支払報告書（個人別明細書・総括表）』、『退職所得の特別徴収票』などは受給者の住所地の市区町村長へそれぞれ区分して提出してください。また、法定調書の種類ごとに前々年に提出の調書の枚数が100枚以上の場合は、e-TAXなどによる提出が必要です。詳しくはe-TAXホームページをご覧ください。

問い合わせ 法定調書は室蘭税務署 (☎ 851-1155) ・給与支払報告書は税務グループ (☎ 851-1155)



札幌法務局室蘭支局からのお知らせ

～令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました～
土地・建物を相続したら、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務になりました。

令和6年4月1日より前に相続した土地・建物も対象です。
正当な理由なく申請しない場合には10万円以下の過料が科される場合があります。

詳細は、インターネットから『法務省 相続登記』で検索！

問い合わせ 札幌法務局室蘭支局 (☎ 851-1111)

1月10日は『110番の日』

緊急通報は110番、相談電話は#9110番に